

スクールソーシャルワーカー 募集要項

1. 募集内容

- (1) 職 名 スクールソーシャルワーカー（地方公務員一般職）
- (2) 任用根拠 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号（会計年度任用職員パートタイム）
- (3) 募集人員 1 人
- (4) 任用期間 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
(※採用後 1 カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。)
- (5) 次年度の任用 勤務成績により再度任用する場合があります。
(※機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除く)
- (6) 業務内容 児童又は生徒の問題解決のための支援
- (7) 応募資格 次の要件をすべて満たした方とします。
 - ①地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・みやま市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ②社会福祉士または精神保健福祉士の資格及び実務経験を有する者
 - ③普通自動車免許を有する者（A T 限定可）
- (8) 勤務日数 週 3 日
(土日祝日、年末年始、月～金曜日のうち 2 日は休日)
- (9) 勤務時間 8：30～17：00（休憩 45 分）
- (10) 勤務場所 みやま市教育委員会（山川支所内）
- (11) 報 酬 月額 189,446 円（勤務状況に応じて、別途、期末手当・通勤費の支給あり）
- (12) 休暇制度 年次有給休暇、夏季休暇など
- (13) 社会保険等 社会保険 あり 雇用保険 あり

(14) 兼業

業務に支障がない範囲での兼業は認めます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律の適用となるため、職務の公正を確保する等の観点から営利企業への従事に関し、事前の届出が必要となります。

(15) 服務

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることとなります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止、⑧営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は対象外）です。これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

※上記の報酬や休暇制度などは、本市の条例・規則によって規定されています。条例・規則などが改正された場合は、変更になることがあります。

※会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

2. 応募について

(1) 応募受付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月10日（水）まで

(2) 応募書類

以下の書類を持参、または郵送してください。

- ・会計年度任用職員申込書
- ・応募資格が証明できる書類の写し

(3) 問合せ・申込先

〒835-0192 みやま市山川町立山 1278 番地

みやま市役所 教育部 学校教育課 学校教育係 TEL：0944-32-9026

3. 採用の方法

書類審査・面接により採用を決定。試験の日程は申込後に随時通知します。